

役員等の報酬等に関する規定

平成 23 年 11 月 2 日 制定

平成 24 年 4 月 1 日 施行

平成 25 年 1 月 1 日 改定

平成 30 年 2 月 1 日 改定

令和 2 年 1 月 1 日 改定

(目的)

第 1 条 この規定は、公益財団法人愛銀教育文化財団定款第 13 条の規定に基づく「評議員に対する報酬等の支給の基準」並びに定款第 27 条の規定に基づく「理事及び監事に対する報酬等の総額及び報酬等の支給の基準」について定めることを目的とする。

(理事及び監事に対する報酬等の総額)

第 2 条 理事及び監事に対する各年度の報酬等の総額は次の金額の範囲内とする。

- (1) 理事 100 万円
- (2) 監事 10 万円

(報酬等の支給の基準及び方法)

第 3 条 理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）が、次の各号に掲げる業務等に従事したときは、その都度、日当として別表に掲げる金額を支給する。ただし、役員等が愛知銀行の役職員である場合は支給しないものとする。

- (1) 理事会への出席
- (2) 評議員会への出席
- (3) 上記(1)(2)以外の諸会議への出席
- (4) 各式典への出席

(規定の改廃)

第 4 条 この規定の変更は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第 5 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規定は、公益財団法人愛銀教育文化財団の設立の登記があった日から施行する。

別表 日当の額

業務等の種類	日当（日額）
理事会への出席	12,640円
評議員会への出席	12,640円
上記以外の諸会議への出席	12,640円
上記の複数会議への出席	12,640円
各式典への出席	12,640円